

「プレゼンテーション実務士資格認定に関する規程」一部改正（新旧対照表）

平成 23 年 10 月 1 日
一般財団法人全国大学実務教育協会

| 改正後 | 現行規程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|------|------|-------------|------|------|---|---------------|------|------|-------------|------|------|----------------------|------|------|----------------------------------|------|------|--------------------------|------|------|
| <p style="text-align: center;">プレゼンテーション実務士資格認定に関する規程</p> <p>(資格の授与) 第 1 条 【省略】 (資格の使用) 第 2 条 【省略】</p> <p>(資格の取得) 第 3 条 プレゼンテーション実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択必修科目並びに選択科目合わせて 20 単位以上を修得すると共に、必修科目及び選択必修科目のうち必修科目 1 科目以上を含む 3 科目以上は 100 点満点で 70 点以上、もしくは 70 点以上に相当する評価点を得たものでなければならない。</p> <p style="margin-left: 40px;">必修科目（2 科目 4 単位以上）</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td>プレゼンテーション概論</td> <td style="text-align: right;">(講義)</td> <td style="text-align: right;">2 単位</td> </tr> <tr> <td>プレゼンテーション演習</td> <td style="text-align: right;">(演習)</td> <td style="text-align: right;">2 単位</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">選択必修科目（3 科目 6 単位以上）</p> <p style="margin-left: 80px;">応用プレゼンテーション演習、情報機器利用プレゼンテーション演習、 文章表現、社会調査、大学の学びのための基礎演習、プロジェクト演習</p> <p style="margin-left: 40px;">選択科目（10 単位以上） プレゼンテーション能力の向上に資すると、当該大学が判断する科目及び単位数（科目及びその単位の設定は自由とする。）</p> <p>2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。 3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。 4 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。 5 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。</p> <p>(専任教員) 第 4 条 必修科目もしくは選択必修科目を担当する教員のうち 1 名以上は専任教員を配置するものとする。</p> <p>2 【省略】 3 【省略】 4 (削除)</p> <p>附則 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 ⋮ 附則 この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。 附則 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。</p> | プレゼンテーション概論 | (講義) | 2 単位 | プレゼンテーション演習 | (演習) | 2 単位 | <p style="text-align: center;">プレゼンテーション実務士資格認定に関する規程</p> <p>(資格の授与) 第 1 条 【省略】 (資格の使用) 第 2 条 【省略】</p> <p>(資格の取得) 第 3 条 プレゼンテーション実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて 20 単位以上を修得すると共に、必修科目についてはすべて 100 点満点で 70 点以上、もしくは 70 点以上に相当する評価点を得たものでなければならない。</p> <p style="margin-left: 40px;">必修科目（5 科目 10 単位以上）</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td><u>日本語表現法</u></td> <td style="text-align: right;">(講義)</td> <td style="text-align: right;">2 単位</td> </tr> <tr> <td>プレゼンテーション概論</td> <td style="text-align: right;">(講義)</td> <td style="text-align: right;">2 単位</td> </tr> <tr> <td><u>プレゼンテーション演習 I</u></td> <td style="text-align: right;">(演習)</td> <td style="text-align: right;">2 単位</td> </tr> <tr> <td><u>プレゼンテーション演習 II (資料作成を含む。)</u></td> <td style="text-align: right;">(演習)</td> <td style="text-align: right;">2 単位</td> </tr> <tr> <td><u>情報機器利用プレゼンテーション演習</u></td> <td style="text-align: right;">(演習)</td> <td style="text-align: right;">2 単位</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">選択科目（10 単位以上） プレゼンテーション能力の向上に資すると、当該大学が判断する科目及び単位数（科目及びその単位の設定は自由とする。）</p> <p>2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。 3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。 4 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。 5 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。</p> <p>(専任教員) 第 4 条 必修科目を担当する教員のうち 1 名以上は専任教員を配置するものとする。</p> <p>2 【省略】 3 【省略】 4 必修科目のうちプレゼンテーション演習 I 及び II 並びに情報機器利用プレゼンテーション演習を担当する教員は、本協会が日本ビジネス実務学会へ委託して行う「プレゼンテーション教育指導法セミナー」を、受講するものとする。</p> <p>附則 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 ⋮ 附則 この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。</p> | <u>日本語表現法</u> | (講義) | 2 単位 | プレゼンテーション概論 | (講義) | 2 単位 | <u>プレゼンテーション演習 I</u> | (演習) | 2 単位 | <u>プレゼンテーション演習 II (資料作成を含む。)</u> | (演習) | 2 単位 | <u>情報機器利用プレゼンテーション演習</u> | (演習) | 2 単位 |
| プレゼンテーション概論 | (講義) | 2 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プレゼンテーション演習 | (演習) | 2 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>日本語表現法</u> | (講義) | 2 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プレゼンテーション概論 | (講義) | 2 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>プレゼンテーション演習 I</u> | (演習) | 2 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>プレゼンテーション演習 II (資料作成を含む。)</u> | (演習) | 2 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>情報機器利用プレゼンテーション演習</u> | (演習) | 2 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

以上